

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（平成29年8月8日 20170802保第2号）は、次のとおりである。

なお、同通知に添付された長崎県知事からの意見は、「第6章 6.2 方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経済産業省

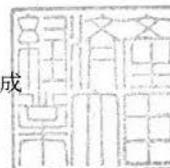
20170802保第2号

平成29年8月8日

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井 雅則 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



戸田建設株式会社「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年2月20日付けで届出のあった「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、長崎県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施にあたっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象実施区域の周辺は、多くの種類の渡り鳥が行き交う海域となっていることから、専門家等の意見や文献、最新の知見等を踏まえ、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 世界遺産候補地からの景観については、関係機関と十分に協議を行い、視認しやすい時期や天候を考慮したフォトモンタージュ法等を用いて、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。